監 査 報 告 書

2026年 5月18日

学校法人 東邦歯科学院

理事会・評議員会 殿

学校法人 東邦歯科学院

監事 長井光男

監事 小浦洋一

学校法人東邦歯科学院の監事として、私立学校法 第37条 第3項に基づいて、下記期間の同学院における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）を含め、学校法人の業務及び財産に関して監査を行いました（会計については顧問税理士の会計監査報告に基づく）。

監査の結果、学校法人東邦歯科学院の 2026 年 3 月 31 日 現在 の 財産目録 及び計算書類を含め、学校法人の業務及び財産に関する不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを証明します。

記

1. 監査期間

2025 年 4 月 1 日 から 2026 年 3 月 31 日 （ 令和 7 年度 ）

2. 監査期日

2026 年 5 月 18 日 （令和 8 年）

以 上